

群馬県適正化通信 NO.126(2019年2月号)

年次有給休暇取得義務化について

働き方改革関連法が成立したことにより、2019年4月1日から年次有給休暇の5日以上の取得が義務化されることになりました。事業者は、対象となる労働者に対し時季を指定して有給休暇を付与することが必要となりました。

○年次有給取得義務化の詳細

労働基準法が改正され、2019年4月1日から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。ただし、労働者が自ら申請して取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）に関しては、取得させる義務のある5日のうちから控除することができます。例えば、年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は行わなくてよいこととなります。

○対象となる労働者

対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される全ての労働者です。この労働者には、非正規雇用の労働者や、労働時間規制が除外される「管理監督者」も含まれています。したがって、週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者であれば、継続勤務6か月以上の者は全員対象です。

(例)

労働者が自ら5日取得した場合	⇒使用者の時季指定は不要
労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合	⇒ 〃
労働者が自ら3日取得した場合	⇒使用者は2日時季指定
計画的付与で2日取得した場合	⇒使用者は3日時季指定

※注意

- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。
- ・休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項（労働基準法第89条）であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。
- ・使用者がこの義務に違反すると罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821